

事務連絡
令和8年4月1日

都道府県労働局労働基準部
賃金課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局賃金課
副主任中央賃金指導官

地方最低賃金審議会の公開について

標記については、これまで「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日付け閣議決定）に基づき、本省に設置されている審議会等に準じて実施されてきたところであるが、近年の最低賃金に関する社会的関心の高まり、審議会の審議プロセス等の更なる透明性の確保が求められている状況等を踏まえると、地方最低賃金審議会についてもその透明性を一層高めることが必要となっている。

このため、地方最低賃金審議会の公開に関する運営については、下記の取扱いに留意の上、その対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

なお、令和2年3月25日付け副主任中央賃金指導官名事務連絡は、本事務連絡をもって廃止する。

記

1 会議の公開

地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）については、平成11年4月27日付け閣議決定の趣旨を踏まえ、原則公開とすること。

特に、令和5年4月に取りまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、原則公開とすること。

なお、金額審議に係る会議等について、会長が、個人に関する情報を保護する必要がある、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす等の特段の理由により、一部の会議について、非公開とする決定を行った場合は、その理由を明確にさせておくとともに、対外的に説明できるようにしておくこと。

専門部会についても、金額審議に係る会議であること等から、本審の場合と同様の理由により専門部会長が非公開とする決定を行うことができること。この場合も、本審の場合と同様にその理由を明確にし、対外的に説明できるようにしておくこと。

2 議事録及び議事要旨の公開

本審、専門部会とも議事録については、会議の公開・非公開にかかわらず作成し、原則公開すること。

ただし、特段の理由により、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し、公開する（別添「議事要旨参考例」参照）とともに、議事録非公開の理由を明確にし、対外的に説明できるようにしておくこと。

議事録及び議事要旨は、関係労働者又は関係使用者が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 25 条第 5 項等に基づき意見をする場合や、法第 11 条第 2 項等に基づき最低賃金審議会の意見に関する異議の申出を行う際に参考となるものであることから、可能な限り速やかに作成することとし、議事要旨の作成に当たっては各委員の主張や、法第 25 条第 5 項等に基づき提出された関係労働者及び関係使用者の意見のポイント等、審議内容や最低賃金の決定等に資する情報の概要が分かるようにすること。

また、公開する議事録の作成にやむを得ず時間を要する場合は、いったん議事要旨を作成・公開し、後日議事録を公開する等の対応に努めること。

なお、議事録を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定される不開示情報を除き、開示することとなることに留意するとともに、必要に応じて関係公労使委員に対して説明し、理解を求めること。

3 会議資料の公開

本審及び専門部会に提出された資料については、審議内容の透明性を確保する観点から、議事録と同様に原則公開とすること。

4 議事録、議事要旨及び会議資料の公開方法

議事録等を公開する場合は、文書閲覧窓口に備え付けてある閲覧目録に必要事項を記載の上、一般の閲覧等の利用に供するほか、都道府県労働局のホームページに電子媒体を掲載すること。

議事要旨の参考例

第〇回 〇〇地方最低賃金審議会（専門部会）議事要旨

- 1 日時 平成×年×月×日（ ）××：××～××：××
- 2 場所 ××××会議室
- 3 出席者 公益委員 ×名
労働者側委員 ×名
使用者側委員 ×名
- 4 議題
 - (1) ××××について
 - (2) . . .
 - (3) . . .
- 5 議事要旨
 - 議題(1)について
 - ・事務局より「×××. . .」について説明を行い、その後「×××. . .」について意見交換が行われた。
 - ・労働者代表委員からは、「×××. . .」との主張があった。
 - ・使用者代表委員からは、「×××. . .」との主張があった
 - 議題(2)について
.
 - 議題(3)について
.

審議会等の整理合理化に関する基本的計画(抄)

平成11年4月27日
閣 議 決 定

中央省庁等改革を推進するため、審議会等の整理合理化に関する基本的計画を以下のとおり定める。

1 審議会等の整理合理化

(2) 審議会等の運営の改善

審議会等の運営の改善については、別紙3の「審議会等の運営に関する指針」により行うものとする。

別紙3

審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

(前略)

(4) 公開

- ① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。

なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ③ 議事録又は議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（抄）

（令和5年4月6日）

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

（3）議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができるとされている中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。